

かなざわユースセンター運営業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

「かなざわユースセンター運営業務」では青少年が社会的に自立する力を育むため、安心、安全に過ごせる居場所づくりを行うとともに、社会性・自主性・知性・情操性を育んでいく場を創出・提供する。さらに、大人への移行期にあたる青少年の健やかな成長と社会的自立を図るため、青少年を主な対象とした参加者の主体性を大切にしながら様々な立場や異年齢の人達との交流を図ることができる事業を実施し、その取組みと効果を検証する。当業務を実施する最適な候補者を、このプロポーザルによって選定する。

2 一般事項

(1) 名称

かなざわユースセンター運営業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア　主催者　金沢市

イ　事務局　金沢市こども未来局青少年健全育成センター

〒920-0865 金沢市長町3丁目3番3号

電話 076-220-2102 FAX 076-8265-7499

Mail kenzen@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の方法

ア　方法　　本市のホームページにて公表する。

イ　交付資料　①かなざわユースセンター運営業務委託プロポーザル実施要領

②かなざわユースセンター運営業務委託仕様書

③提出書類様式

(5) 日程

| | |
|---------------|---------------------------|
| 実施要領等の交付開始 | 令和7年4月15日（火） |
| 実施要領等の交付終了 | 令和7年4月25日（金） |
| 参加表明書の提出期間 | 令和7年4月15日（火）～令和7年4月25日（金） |
| 企画提案書提出者選定の通知 | 令和7年5月2日（金） |
| 質問の受付 | 令和7年5月13日（火）～令和7年5月15日（木） |
| 質問の回答 | 令和7年5月22日（木）まで |
| 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月13日（金） |
| プレゼンテーション | 令和7年6月24日（火）予定 |
| 審査結果通知 | 令和7年7月上旬予定 |

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

以下の要件を全て満たすものとする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

- ア 令和2年4月1日以降に、こども・若者を対象とした学習支援や食事の提供、レクリエーション等による居場所の運営業務を1年以上履行した実績を有すること。
- イ 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等の非営利法人であること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- エ 本プロポーザルの参加表明書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等）を完納していること。
- オ 役員（役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- カ 参加表明書の提出日から本業務の実施者が特定されるまでの間、金沢市入札参加資格者指停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。

また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

- ア かなざわユースセンター運営業務委託業者選定委員会委員
- イ アが自ら主宰する組織（研究室等を含む）に所属する者

4 当選者の業務

(1) 業務名 かなざわユースセンター運営業務委託

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 本業務委託契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、ユースセンターは令和7年7月19日(土)までに業務を開始すること。

※ただし、金沢市の責めに帰すべき事由により、期日に間に合わない場合は協議に応じる。

(4) 本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、本業務期間終了後から令和12年3月まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

業務委託費上限額 8,200,000 円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

(2) 提出書類の内容及び提出方法

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること。）

(ア) 内容

a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1 参加表明書

様式2 法人概要

様式3 業務実績

様式4 暴力団排除に関する誓約書

添付書類 市税及び国税について滞納がないことを証する書類（「3応募資格(1)エ」を証明する書類）

b 用紙の大きさはA4判とする。

(イ) 提出部数 各6部

(ウ) 提出先 2(3)イに同じ

(エ) 提出期間 令和7年4月15日（火）から令和7年4月25日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和7年4月25日（金）午後5時45分必着とする。

(オ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2(3)イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

(カ) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

イ 企画提案書等

企画提案書及び付属資料（以下「企画提案書等」という。）の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。）

(ア) 内容

企画提案書は、以下に掲げる課題をもとに各様式に基づきそれぞれ作成する。

| | 評価項目 | 課題 | 提出様式 |
|---|----------|--|------------------|
| 1 | 人材の確保・配置 | 指揮系統の妥当性、配置予定人材の所持資格・経験年数、スタッフの配置、子どものセーフガーディング（安全保護）について、欠員発生時の対応 | 様式5 様式7 |
| 2 | 業務実績 | 過去5年間における同種・類似の活動実績 | 様式3 ※参加表明時に提出 |
| 3 | 業務の理解 | ユースセンターの運営方針とそのための手段 | 様式8 |
| 4 | 企画提案 | 業務遂行の年間スケジュール | 様式9 |
| 5 | | 業務遂行の必要性・効果・実現性 | 様式10 |
| 6 | | 創意工夫した取り組みについて | 様式11 |
| 7 | 危機管理対策 | 災害、感染症発生時、事故発生時の緊急対応について | 様式12 |
| 8 | 広報 | 事業の周知や利用者・イベントへの参加者の募集方法 | 様式13 |
| 9 | 適切な経費の算定 | 安定的に運営するために必要な金額の積算 | 様式14 様式15 |

企画提案書には表紙（様式6）をつけ、全てA4判とする。A3版の資料を使用する場合は折り込むこと。指定した様式以外の各ページには、一連の番号を付すること。提案にあたっては、簡潔で具体的な記述とし、実行可能な内容とすること。なお、文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用することができる。

- (イ) 提出部数 6部
- (ウ) 提出場所 2(3)イに同じ
- (エ) 提出期間 企画提案書提出者選定通知の日から令和7年6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。
郵送又は宅配便等の場合は、令和7年6月13日（金）午後5時45分必着とする。
- (オ) 質疑応答
 - a 提案内容に関する質疑は様式16に記載し、令和7年5月13日（火）から令和7年5月15日（木）までのそれぞれ午前9時から午後5時45分までに、企画提案書提出場所まで、持参、郵送、宅配便等又はFAXで送るものとする。FAX以外の電送

は認めない。郵送、宅配便等又はFAXの場合も同時刻必着とする。なお、FAXの場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。

b 回答は、令和7年5月22日（木）までに、質疑の提出の有無にかかわらず、企画提案書の提出者として認められた者全員に対し、FAXにて質疑書及び回答書を送付する。

(カ) 厳正な匿名審査を行うため、様式6以外の中で作成者が判別できる内容の記載（特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。）はしないこと。

(キ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(ク) 付属資料には審査基準日（令和7年6月13日）の直前3年の各事業年度の決算における財務諸表（貸借対照表と損益計算書）を含めること。

(3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

イ 提案は、1者につき1件に限る。

ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の特定基準

| 評価項目 | 評価の着目点 | 判断基準 | 配点 |
|------------|--|--|----|
| 1 人材の確保・配置 | 指揮系統の妥当性、配置予定人材の所持資格・経験年数、スタッフの配置、子どものセーフガーディング（安全保護）について、欠員発生時の対応 | 配置人数を入れた系統図、有資格者の人員配置・経験年数、スタッフの配置、子どものセーフガーディング（安全保護）のための行動規範を定めているか、欠員発生時の対応について評価 | 50 |
| 2 業務の実績 | 過去5年間における同種・類似の活動実績 | 過去5年間における、子ども・若者を対象とした学習支援や食事の提供、レクリエーション等による居場所の運営業務について評価 | 25 |
| 3 業務の理解 | ユースセンターの運営方針とそのための手段 | ユースセンター運営業務委託の実施趣旨に合っているか評価 | 25 |
| 4 企画提案 | 業務遂行の年間スケジュール | 業務の年間スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているかを評価。 | 25 |

| | | | | |
|----|----------|--------------------------|---|-----|
| 5 | | 業務遂行の必要性・効果・実現性 | 業務の効果や実施可能であることの根拠について評価 | 50 |
| 6 | | 創意工夫した取り組みについて | 創意工夫を凝らしたこどもの居場所づくりや、効果的に青少年の可能性を引き出す取り組みについて評価 | 50 |
| 7 | 危機管理対策 | 災害・感染症発生時や事故発生時の緊急対応について | 災害・感染症発生時や事故発生時の緊急対応について具体的な体制が確立されているかを評価 | 25 |
| 8 | 広報 | 事業の周知や利用者・イベントへの参加者の募集方法 | 事業の周知や利用者・イベントへの参加者の効果的な募集方法を具体的に実施できるかを評価 | 25 |
| 9 | 適切な経費の算定 | 安定的に運営するために必要な金額の積算 | 上限額の範囲内の費用であるか、見積金額や見積内訳が妥当であるかを総合的に評価 | 25 |
| 合計 | | | | 300 |

7 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の提出者の選定方法

「3 応募資格」に掲げる条件を満たしている参加表明者について、参加表明表を審査し、適当と認めた者を企画提案書等の提出者として選定し、企画提案書提出者選定通知を送付する。

(2) 企画提案書の特定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。ただし、得点が全体配点の50%未満の場合は、候補者として特定しない。

(3) プrezentationの実施

プレゼンテーションの日時、場所については、企画提案書の提出者に対し通知する。プレゼンテーションに必要な機器は、原則として企画提案書等の提出者が用意することとするが、金沢市で準備可能な機器がある場合は、併せて通知する。

(4) かなざわユースセンター運営業務委託業者選定委員会

かなざわユースセンター運営業務委託業者選定委員会は、次の5名で構成する。

| | |
|---------------------|--------|
| 金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授 | 鈴木 瞬 |
| 金沢市こども未来局長 | 安宅 英一 |
| 金沢市教育プラザ総括施設長 | 熊谷 有紀子 |
| 金沢市児童相談所長 | 徳山 一也 |
| 金沢市青少年健全育成センター所長 | 小鍛治 雅人 |

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、令和7年7月上旬（予定）に当選者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

- ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 提出書類に記載された総括責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。
- カ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。
- キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。